

令和 7 年度国際物流拠点産業活性化促進事業
国際物流拠点産業集積地域等制度活用促進調査業務委託 仕様書

1 事業内容

沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に規定する国際物流拠点産業集積地域制度の活用による臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進及び産業イノベーション促進地域制度の税制優遇活用促進による製造業等の振興のための調査・分析等を実施する。

2 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日

3 事業概要

- (1) 国際物流拠点産業集積地域と産業イノベーション促進地域（以下特例地域）における企業ニーズに基づく既存税制特例の必要性、改善事項等の調査・分析に関すること。
- (2) 特例地域における設備投資を阻害している沖縄の特殊事情等の調査・分析に関すること。

4 目的

沖縄県では特例地域における税制優遇を活用した臨空・臨港型産業の集積、製造業等の産業高度化や事業革新による産業振興を進めており、2～3 年の周期で制度の見直しを行っている。

見直しでは企業ニーズに基づく既存税制特例の必要性、改善事項、施策展開の方向性等についての詳細情報や設備投資を阻害している沖縄の特殊事情等に関する客観的なデータが必要となる。

よって、本調査においては各企業の課題等や沖縄の特殊事情等に関する客観的なデータ等を調査・分析し、次回の制度見直しにおいて、活用可能な情報として整理し、各課題等の改善策を示すことを目的とする。

5 委託内容

- (1) 税制特例の必要性、改善事項等の詳細調査・分析（関税制度も含む）
特例地域における企業ニーズ調査を実施し、分析する。調査にあたっては統計資料・公開情報・県が実施した他委託調査結果等を活用により税制特例の活用に至っていない制度の課題、各企業の課題や経営・財務状況等を確認し、企業活動を活性化する今後の設備投資のニーズや関連性を確認し、各課題等の改善案を示すこと。

- ① 特例地域内へ立地している企業を 10 社程度、抽出し調査すること。
企業は地区の偏りが無いように抽出すること。
 - ② 特例地域において税制優遇の活用が見込まれる県内外の有望企業を 2 社程度、抽出し調査すること。
 - ③ ヒアリングは企業の意思決定部門（本社・親会社含む）へ実施すること。
 - ④ 個別企業への調査後、課題や税制優遇活用の可能性等を企業毎に分類すること。例としては以下のとおり。
 - ・ 税制活用と課題解決の親和性が高く有効活用したモデル企業（3 社程度）
 - ・ 関税制度活用の可能性企業（2 社程度）
 - ・ 諸課題への対応で活用可能企業（5 社程度）
 - ・ 制度活用が進まない共通課題毎
 - ⑤ 企業分類毎に、企業ニーズを踏まえた既存税制の必要性及び改正事項、既存税制が対応できない新規税制の方向性等を分析した上で、税制の課題と改善案等を提示すること。
 - ⑥ その他
上記の他、目的に沿った調査分析手法について提案すること。
- (2) 特例地域における製造業等の設備投資を阻害している沖縄の特殊事情等の調査・分析に関すること。
- 製造業等への設備投資を阻害している沖縄の特殊事情（割高な物流・流通コスト、負担増となっている費用など）について客観的なデータを収集し分析する。
- ① ヒアリング調査に加え、県が実施する他委託調査とも連携し、国・県などの統計調査、公開情報なども活用すること。なお調査結果は全国平均との比較など詳細な情報収集をすること。
 - ② コスト・費用はできる限り詳細に分析すること（例：物流コスト中の島内陸送費用が特に割高、負担増となっている費用で塩害対策費用が特に割高になっているなどの分析を行うこと）
 - ③ その他
上記の他、目的に沿った調査分析手法について提案すること。
- (3) 成果指標
- ① 調査において個別の企業名、製品名等の詳細情報など国と県へ提示可能な情報を収集し、結果は可能な限り客観的なデータで提示すること。

- ② 企業ニーズに基づく既存税制特例の必要性、改善事項、施策展開の方向性等について、９月までに調査結果の暫定版を作成し、令和７年末に提出する令和９年度税制改正要望に活用できるよう取りまとめること。

6 業務の実施に関する事項

- (1) 業務遂行にあたり、受託者は県と緊密な連携をもって取り組まなければならない。
- (2) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに県に報告することとし、その他必要に応じて随時報告するものとする。
- (3) 本委託業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

7 成果物

本委託業務の成果物として、下記の報告書等を提出すること。

(1) 実施計画書

- ① 本委託業務の具体的な実施内容及び各項目区分ごとの経費、業務の実施方法、業務の工程表、担当者の業務割当表等を定めたもの。
- ② 契約後、契約日を含めて 10 日以内に提出すること

(2) 業務報告書

- ① 本委託業務の実施内容を取りまとめたもの。
- ② 委託業務完了の日から起算して 10 日以内又は当該委託期間終了までのいずれか早い日までに提出すること。
- ③ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ④ 業務完了後に受託者の責に帰すべき理由による成果物等の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 成果物等の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- ⑥ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること（図・表等の集計前のデータを含む。）。

イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。

また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

⑦ 成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

(3) 支出証拠書類（１部）

① 本委託業務に要した経費の支出を証明できる書類であり、受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の給与支払を示す台帳、出退勤簿、出張伝票及び関係規程等をいう。

② 委託業務完了の日から起算して 10 日以内又は当該委託期間終了日までのいずれか早い日までに提出すること。

8 再委託等の取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、主たる業務（契約金額の 50%を超える業務、又は企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務）の履行を第三者に再委託することはできない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

② 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

9 その他の留意事項

(1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然に具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。